

# 徳島県体操協会顕彰規程

第1条 この規定は徳島県における体操競技・新体操の振興発展に功労のあった者（団体を含む以下同じ）及び県内外で優秀な成績を収めた者（団体を含む以下同じ）の顕彰に関することを定める。

第2条 この顕彰の種別は、次のとおりとする。

1. 功労者表彰
2. 指導者表彰
3. 優秀選手表彰

第3条 第1条の目的に適合し、次の各号に該当する者に対して表彰状、又は感謝状を贈る。

1. 功労者表彰

- (1) 徳島県体操協会又は役員として永年にわたりその功績が顕著な者。
- (2) 徳島県における体操競技の振興発展に特に功績が顕著な者。

(3) 日本体操協会で推薦され国際大会に参加した者。

2. 指導者表彰

前功労者表彰（3）に該当し、さらに次の大会に該当する者の育成に特に功績が顕著な指導者。

- (1) 日本体操協会が主催、共催する全国大会に参加し次の成績を修めた団体及び個人

- ① 本県チームの団体総合 1位～8位
- ② 個人総合 1位～10位
- ③ 種目別 6位

- (2) 地区大会に参加し次の成績を修めた団体及び個人

- ① 団体総合 1位～2位  
(チームが3チーム以下の場合は1位のみ)
- ② 個人総合 1位～6位
- ③ 種目別 1位～3位

3. 優秀選手表彰

当該年度功労者表彰（3）及び前指導者表彰（1）（2）に該当する者、及び協会の推薦による者。

第4条 この表彰は、功労者・指導者にあつては当該年度の総会時に行い、優秀選手にあつては当該年度の適当な日を指定して行う。

第5条 この表彰の選考は、次の選考委員を設けて選考する。

1. 理事長・副理事長・当該専門委員をもって構成し、理事長を委員長として選考し常任理事会に諮り会長が決定する。

付 則

この規定は、昭和59年4月 1日から実施する。

昭和60年2月17日一部改正

昭和62年2月21日一部改正

平成10年3月21日一部改正

平成11年3月22日一部改正

平成17年3月21日一部改正

平成25年3月20日一部改正

平成27年3月 8日一部改正